

令和4年3月10日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

1	ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて・・・	1
2	津久井やまゆり園の再生について .....	3
3	中井やまゆり園における利用者支援について .....	6
4	特別支援教育の推進について .....	10
5	インクルーシブ教育の推進について .....	14
6	スポーツを通じた共生社会の実現について .....	19

## 1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和3年度の取組等について報告する。

### (1) 令和3年度の取組

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、着実な憲章の理念の普及を図るため、県のたより、ホームページ、SNS等の様々な手法を活用するとともに、市町村、企業・団体、大学及び県教育委員会と連携しながら、憲章の理念の普及に取り組んだ。

今年度の県民ニーズ調査において、憲章の認知度は、前年度比3.9ポイント増の26.8%となった。

#### ア 津久井やまゆり園事件の追悼

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、新たに開所した津久井やまゆり園で追悼式を実施するとともに、鎮魂のモニュメントでの献花を行った。

#### イ 「ともに生きる社会かながわ推進週間」の普及活動

7月26日（月）から8月1日（日）までの推進週間に、県のたより、タウン誌、ポスターの駅貼り等、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施した。

#### ウ 憲章の認知度向上に向けた継続的な広報活動

推進週間以降も、憲章策定日の10月14日までを憲章の認知度向上に向けた取組の強化期間として、駅、各施設及び自治会掲示板でのポスター掲示といった県内随所での広告により、継続的な広報活動を実施した。

#### エ 市町村との連携

市町村と連携した取組を県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただいた。

- ・ 市町村の広報誌への憲章のPR文の掲載
- ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示の実施
- ・ 市町村の協力を得て、自治会等の掲示板で憲章のポスターを掲示
- ・ 令和3年11月18・19日に開催された鎌倉市主催の「地域共生社会推進全国サミット」と連携し、憲章の普及啓発を実施

## オ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、憲章の理念の普及を図った。

- ・ 障がい理解のコンテンツを持っている企業や団体の情報をホームページで発信し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等の実施
- ・ 憲章の理念に賛同した企業との車いすスポークカバーの製作・販売
- ・ 障がい福祉サービス事業所と連携した憲章Tシャツの販売

## カ 大学との連携

大学と連携し、学生等への憲章の理念の普及を図った。

- ・ 県職員が講師となり、憲章に関する講義を実施
- ・ 大学生による共生社会の実現に向けた取組を支援するとともに、令和3年12月11日に、「学生の活動報告会」を開催し、学生による活動報告、基調講演及びグループ討論をオンラインで実施

## キ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図った。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 県内全ての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む。）の実施
- ・ 小学生を対象としたソフトバンク株式会社の人型ロボット「Pepper（ペッパー）」の活用による、子どもたちの「思いやりの心と親切」に係る意識の醸成を進める授業の実施

## ク 若年層を主要なターゲットとした取組

ロゴデザインを活用し、憲章の理念をtwitter、InstagramといったSNSで配信すること等により、若年層を含む多くの県民を対象に憲章の理念の更なる普及を図った。

## (2) 令和4年度取組の方向性

県民ニーズ調査結果等を踏まえ、各年齢層に対する効果的な広報について、内容や手段等を工夫し、引き続き市町村、企業・団体、大学及び県教育委員会と連携した取組を進めることにより、憲章の認知度向上と理念の着実な普及を図る。

## 2 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、取組状況を報告する。

### (1) 鎮魂のモニュメントの整備

- ・ 津久井やまゆり園再生基本構想に基づき、事件を風化させないため、事件で命を奪われた利用者への鎮魂のモニュメントの整備に取り組み、令和 3 年 7 月、水鏡、献花台、ベンチを設置した。
- ・ 鎮魂のモニュメントの整備にあたり、ご遺族から要請のあった碑文がこの度まとめ、**「鎮魂の碑～心ともに生きる～」**を設置する。

#### ア 碑文（別紙）

事件の概要や、二度とこのような事件を起こさせないという誓いを記した。

#### イ 今後のスケジュール

令和 4 年 3 月下旬 整備完了予定

### (2) 鎮魂のモニュメントの活用

津久井やまゆり園事件のような大変痛ましい事件を二度と繰り返さないという決意のもと、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向け、鎮魂のモニュメントを活用した取組を進めていく。

（モニュメントを活用した取組）

- ・ モニュメントのコンセプトを広く伝えるため、訪れた方が献花できるよう、日中の時間帯は門扉を開放する。
- ・ 県職員を対象に、津久井やまゆり園事件を風化させず、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念等を学ぶ実地研修を、令和 4 年度から実施予定である。
- ・ モニュメントを活用した県内の子どもたち向けの取組の検討を進める。地元相模原市と、子どもたちの人権教育について、具体化に向けた調整を進めている。
- ・ 現在募集中の令和 5 年 4 月からの津久井やまゆり園の指定管理者の応募にあたって、「鎮魂のモニュメント」を活用した取組の提案を求めている。

(参考)

### 鎮魂のモニュメントのコンセプト

- ・ 津久井やまゆり園事件で命を奪われた利用者への「鎮魂」
- ・ 事件を風化させないための「後世へのメッセージ」
- ・ 偏見や差別のないともに生きる社会を目指す「誓い」

### 鎮魂のモニュメント配置図



## 鎮魂の碑

～心 ともに生きる～

幸せな日常や何気ない日常がありました。

やさしい心、あたたかい命を、私たちは決して忘れることはありません。

2016年7月26日、午前1時43分頃、津久井やまゆり園において、極めて差別的かつ身勝手な理由で、障がいのある利用者19人が殺害され、24人が重軽傷を負う事件が発生し、私たち家族は、この突然の出来事で愛する大切な命を奪われてしまいました。

この碑の前の皆さん、

このようなどても悲しい事件を、もう二度と起こしてはなりません。

命を奪われた19人を忘れないでください。

助け合う社会のすばらしさ、大切さを、もう一度考えてみてください。

誰にでも優しく、誰もが安心して心穏やかに過ごせる社会になることを、心から皆さんとともに願います。

19の御霊が安らかに眠れますように

2021年 7月 26日

遺族有志

### 3 中井やまゆり園における利用者支援について

令和3年9月27日に設置した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム（以下「支援改革プロジェクトチーム」という。）」では、利用者支援の改善を加速化するため、身体拘束事案にかかる支援内容の確認などを行うとともに、令和元年7月31日に発生した骨折事案について、当時の記録などを提示し、助言をいただいているところであり、このたび、この取組の進捗について報告する。

#### (1) 支援改革プロジェクトチームの会議の開催状況

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 〔第1回〕 | 開催日 | 令和3年10月26日(火)                              |
|       | 議題  | ・ 園の現状と課題について<br>・ 今後の進め方について              |
| 〔第2回〕 | 開催日 | 令和3年11月30日(火)                              |
|       | 議題  | ・ 改革プログラムについて<br>・ 骨折事案の再調査報告について          |
| 〔第3回〕 | 開催日 | 令和3年12月28日(火)                              |
|       | 議題  | ・ 改革プログラム中間論点整理について<br>・ 骨折事案の再調査の状況について   |
| 〔第4回〕 | 開催日 | 令和4年2月15日(火)                               |
|       | 議題  | ・ 改革プログラム最終報告の方向性について<br>・ 骨折事案の再調査の結果について |
| 〔第5回〕 | 開催日 | 令和4年2月24日(木)                               |
|       | 議題  | ・ 改革プログラムの報告について<br>・ 骨折事案の再調査の結果について      |

#### (2) 取組状況・検証結果

##### ア 身体拘束について（取組状況）

- ・ 園は、身体拘束ゼロの実現に向け、支援の改善に取り組み、身体拘束の実施件数は、令和3年2月に50件（40名）であったのが、12月現在では34件（25名）となった。
- ・ 一方で、「居室施設が長く、対応や支援の仕方、環境設定がうまく進んでいない」、「刺激に弱い、感覚過敏と言われ部屋が真っ暗な状態で、支援の環境設定等をできていない」など、改善が進まないケースもある。

##### イ 骨折事案について（検証結果）

###### (ア) 骨折の原因について

- ・ 事故報告書等の確認や関係者のヒアリングを行ったが、今回の骨折事案につながる明確な情報はなく特定はできなかった。



- ・ 今回の職員ヒアリングで、事案と同じ頃に、職員が故意に利用者にカートをぶつけた場面を見たとして上司に報告したとの証言が職員からあった。疑われた職員は否定しており、報告を受けたとされる上司は記憶がないとのことで再調査は進展しなかった。
  - ・ このことについては、職員による虐待行為が疑われることから、支給決定自治体に虐待通報を行った。
  - ・ 法医学の観点からも、骨折部位や内出血の位置からみて、他者に踏まれて折れた可能性は低く、明確な原因は不明であるとのことであった。
  - ・ 以上、再調査において、骨折の原因は特定できなかった。
- (イ) 園のリスクマネジメントについて
- ・ 利用者間のトラブルとする明確な根拠がない中で、一部の職員から他の原因が考えられるのではないかと指摘があったが、園において十分な検証がなされていなかった。
  - ・ 日々の生活支援記録には、今回の骨折事案につながるような、利用者の行動が記載されていたが、「ひやりはっと報告」による事故を未然に防ぐ対応はなされていなかった。

## ウ 他の負傷事故に関する調査の実施状況

- (ア) 実施状況
- ・ 本件骨折事案だけでなく、過去の事故報告についても、徹底して洗い直しを行った。
  - ・ 具体的には、直近2年6か月（平成31年4月から令和3年9月末まで）の274件の事故報告書について、原因不明の事故がないか、また、その際、どのように対応したかなど、内容を確認した。
  - ・ 骨折事案に関する職員ヒアリングを通じて、利用者にカートをぶつけることが日常的にあったなど、別の不適切な支援情報が寄せられたことから、匿名アンケートを新たに実施した。
- (イ) 調査結果
- ・ 事故報告書を確認した結果、今回の骨折事案同様に、原因が特定できない怪我等の事故報告は29件あったが、うち14件は原因分析をしていない等、原因究明を行うための適正な組織統制がされていなかった。
  - ・ 匿名アンケートの結果、不適切な支援と思われる情報が複数寄せられた。寄せられた情報については、改めて職員ヒアリングなど徹底した調査を実施中であり、虐待が疑われた時点で、支給決定自治体への虐待通報や県としての公表などを行っていく。

### (3) 支援改革プロジェクトチームからの指摘

#### ア 身体拘束ゼロに向けて

##### (ア) 園の課題

- ・ 支援者は、「強度行動障がい」としてラベリングするだけで思考停止し、まるで本人に問題があるように捉えている。生育歴や社会的環境が絡み合い、苦しんでいる反応として、捉えることができていない。
- ・ 居室施設を廃止していくことと日中活動を充実させることを、セットで考えていない。
- ・ 身体を拘束し、行動を制限するという、問題に対する意識が薄い。行動制限自体は禁止行為であるという福祉現場の原則が意識されていない。
- ・ 身体拘束について指摘があった後も、本庁部署は、園と市町村に対応を委ねてしまい、市町村の担当者と共に園を訪れ、利用者一人ひとりの支援状況を確認し、関係者と一緒に議論するといった積極的な姿勢がない。

##### (イ) 実施内容（改革プログラムの検討）

- ・ 身体拘束ゼロの実現に向け、現在策定中の改革プログラムは、匿名アンケートの調査結果も踏まえ、支援改革プロジェクトチームにおいて検討を行う。

#### イ 骨折事案の再調査及び他の負傷事故に関する調査で判明した課題

- ・ 園の根本的な問題として、骨折の原因が特定できないにも関わらず、原因を利用者同士のトラブルと断定してしまう、利用者の人権を軽視しているとも取れる園の体質が浮き彫りになった。
- ・ 園では、職員同士のコミュニケーション不足や、管理職が管理業務だけに目が向き利用者を見ていない状況、さらに、管理職と部下との適切なコミュニケーションが取れていない、といったリスクマネジメントに影響を及ぼす組織マネジメントの課題がある。

### (4) 県の具体的な対応策

#### ア 身体拘束ゼロの実現に向けて

- ・ 園と本庁部署が一体となって、園の課題を改善していく。
- ・ 来年度、園に、新たに民間のスペシャリストをリーダーとした改革チームを設置する。
- ・ また、園の若手職員を中心としたチームを設置し、当事者との意見交換を行いながら、改革プログラムに基づく現場での具体的な支援改善に取り組むとともに、風通しのよい組織づくりに向け、職員

間のコミュニケーションのあり方を抜本的に見直し、園の体質改善を進めていく。

- ・ 今後、匿名アンケートについては、支援改革プロジェクトチームなど第三者による客観的な調査を依頼する。

## イ 原因不明の骨折事故等への対応

虐待事案等が発生するたびに、再発防止策を講じてきたが、新しいルールや仕組み等が未整理のまま機能していないことから、ゼロから見直し、一から必要なものを精査した上で、次の内容を含めたリスク・組織マネジメントの仕組みを作っていく。

<主な内容>

- ・ アンガーマネジメントを含めた職員のメンタルマネジメントを支援する体制を構築し、不適切な支援を未然に防止する。
- ・ 事件事案への不適切な対応を早期に発見し、未然に防止する。
- ・ 原因が特定できない事故について、園長をトップとした緊急会議を開催し、原因究明や再発防止策を検討する。
- ・ 原因が特定できない負傷事故は、必ず外部医療機関の医師の所見を伺い、それでも原因不明の場合は、法医学医師の所見を伺う。
- ・ 原因究明の過程において、一人でも虐待を疑うような職員がいた場合は、速やかな虐待通報を徹底する。

## 4 特別支援教育の推進について

県教育委員会では、本県における特別支援教育の推進を図るため、「かながわ特別支援教育推進指針」の策定に向けて取り組んできた。

### (1) 指針策定の趣旨

- 「かながわ特別支援教育推進指針」は、県教育委員会が、「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会最終まとめ」（令和2年3月）及びこれまでの施策や県内の幼児・児童・生徒数の推移等を踏まえながら、今後概ね10年間を見通す中で、本県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、その施策の方向を示すものである。
- 県教育委員会は、本指針に沿って、今後、具体の諸施策や計画を定め、取り組んでいく。
- また、本指針の基本的な考え方やめざす方向性をすべての市町村教育委員会と共有し、各市町村教育委員会との連携・協働により取組を進めることで、県内全域における特別支援教育の充実を図る。

### (2) これまでの経過

- 令和3年3月2日  
第1回県議会定例会文教常任委員会に「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）素案を報告
- 令和3年12月10日  
第3回県議会定例会文教常任委員会に「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）素案修正版を報告
- 令和3年12月20日  
県民意見募集実施（令和4年1月20日まで）

### (3) 県民意見募集の実施結果

#### ア 意見募集期間等

##### （ア） 募集期間

- 令和3年12月20日（月）～  
令和4年1月20日（木）

(イ) 実施方法

- 県のホームページへの掲載、県機関への配架等

(ウ) 県民意見の提出方法

- インターネットメール、郵送、ファクシミリ

イ 実施結果

(ア) 意見総数

- 延べ53件（意見提出者数17人（団体含む））

(イ) 意見の内訳

意見の分類	件数
① インクルーシブ教育に関する事	8件
② 特別支援学校の整備に関する事	16件
③ 分教室・校舎に関する事	3件
④ 医療的ケアの充実に関する事	7件
⑤ 特別支援学校のセンター的機能の活用に関する事	2件
⑥ 教職員配置と資質向上に関する事	9件
⑦ 県と市町村との役割分担及び連携に関する事	3件
⑧ 切れ目ない支援に関する事	2件
⑨ その他	3件
計	53件

(ウ) 意見の反映状況

反映の区分	件数
A 最終案に反映した意見（一部反映を含む）	5件
B すでに取り組んでいる意見	6件
C 今後の施策等の参考とする意見	32件
D 最終案に反映できない意見	1件
E その他（質問・感想等）	9件
計	53件

## (エ) 主な意見

### A 最終案に反映した意見（一部反映を含む）

- インクルーシブな社会づくりのためには、幼少期からのインクルーシブ教育が必要であり、「インクルーシブ教育システム」の定義を記載してほしい。

### B すでに取り組んでいる意見

- 教員の人材育成に取り組んでほしいと強く感じており、地域の療育センターや特例子会社等での研修などに取り組んでほしい。
- ボランティア団体や保護者等に、ボランティア講師や出前授業に来てもらうなど、地域の方々のお力をお借りし、地域とともに歩む学校にしていきたいと願う。

### C 今後の施策等の参考とする意見

- 特別支援学校の整備については、現在の過密状態を解消するために、いち早く学校の増設を望む。
- 施設・設備面の対応はもちろんだが、教職員配置について、人数を増やす方向で検討してほしい。
- 特別支援学校を整備するにあたっては、居住地に近い学校づくりを進めてほしい。

### D 最終案に反映できない意見

- 将来の特別支援学校在籍児童・生徒数の見込みについては、特別支援学校希望者の増加を補正した見込みが必要であると思う。

### E その他（質問・感想等）

- 特別支援教育推進の方向性や施策の方向など、総じてよくまとめられ、指針としては十分な内容だと思う。

## ウ 指針素案修正版からの主な変更点

- 「障がい」の表記についての考え方を追記した。
- インクルーシブ教育システムについての説明を追記した。
- 「みんなの教室」の理念についての説明を追記した。
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の目的を追記した。

- 令和3年度特別支援学校在籍者数一覧（令和3年5月1日現在）を追記した。

## エ 今後の予定

- 令和4年3月下旬  
「かながわ特別支援教育推進指針」策定

参考資料：かながわ特別支援教育推進指針（最終案）

## 5 インクルーシブ教育の推進について

本県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざし、小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を展開している。

### (1) 義務教育段階の取組

#### ア これまでの取組

小学校から高校までの連続したインクルーシブ教育の推進を図るため、平成27年度から平成30年度まで、茅ヶ崎市、寒川町、厚木市、南足柄市の小学校4校、中学校3校、計7校を指定し、すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組みである「みんなの教室」モデル事業を実施した。

モデル事業の成果と理念の普及のため、令和元年度は15市町の小学校15校、令和2年度及び3年度は30市町村の小学校30校（いずれも政令市を除く）を指定し、小学校への後補充非常勤講師の配置により、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減し、コーディネーター業務に当たる時間を確保するなど、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備する「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」を実施した。

＜インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校(30校)＞

No	地域	令和元年度		令和2年度		令和3年度
		市町村名	指定校名	市町村名	指定校名	指定校名
1	横須賀市		公郷小学校			
2	湘南	鎌倉市	深沢小学校			
3		藤沢市	鵠南小学校			
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校			室田小学校
5				逗子市	池子小学校	
6	三浦			三浦市	初声小学校	
7				葉山町	葉山小学校	
8				寒川町	寒川小学校	
9	県央	大和市	柳橋小学校			
10		海老名市	杉本小学校			
11		座間市	相模が丘小学校			座間小学校
12		綾瀬市	綾瀬小学校			



No	地域	令和元年度		令和2年度		令和3年度
		市町村名	指定校名	市町村名	指定校名	指定校名
13	県央			厚木市	戸室小学校	→
14				愛川町	半原小学校	→
15				清川村	緑小学校	→
16	中	平塚市	勝原小学校	平塚市	松原小学校	→
17		秦野市	西小学校			→
18		伊勢原市	比々多小学校			→
19				大磯町	国府小学校	→
20				二宮町	一色小学校	→
21				南足柄市	岡本小学校	→
22	県西			中井町	中村小学校	→
23		大井町	上大井小学校			→
24				松田町	松田小学校	→
25				山北町	川村小学校	→
26				開成町	開成小学校	→
27		小田原市	富水小学校			→
28		箱根町	湯本小学校			→
29				真鶴町	まなづる小学校	→
30		湯河原町	湯河原小学校			→

## イ 取組の成果と課題

### (ア) 成果

- ・ 教育相談コーディネーター（教員）を中心とする校内での情報共有及び支援体制の整備
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化、教室環境の整備、学習の見通しを持てる授業等の共に学ぶ環境づくり
- ・ 工夫された学級活動や行事等による自己や他者の理解の深まり

### (イ) 課題

柔軟な校内支援体制の整備や「チームで支援する」という意識改革の更なる推進

### (ウ) 全県への普及

- ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催による成果の共有
- ・ 「全県指導主事会議」等の各種会議や教職員対象の研修会

等での情報提供

- ・ 市町村教育委員会への働きかけや連携による取組の推進

(エ) 令和4年度の取組（予定）

校内支援体制整備事業の継続（予算額 93,540千円 人件費対応）30市町村（政令市を除く）小学校30校

**(2) 高等学校段階の取組**

ア インクルーシブ教育実践推進校（以下「実践推進校」）の指定知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、平成28年4月、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）においてパイロット校3校を、平成30年10月策定の同実施計画（Ⅱ期）において新たに11校を実践推進校に指定し、計14校で実践を進めている。

イ 令和3年度の取組

(ア) 施設・設備等の整備

- ・ Ⅱ期指定の11校で3学年分のリソースルーム(※)の改修完了  
※ 生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるための教室

(イ) 校内支援体制の整備

- ・ 生徒の教育的ニーズに対応するための教職員の配置
- ・ 実践推進校連絡協議会(8回実施)における各校の取組の共有

(ウ) 特別募集の見直し

- ・ 中高連携事業への参加要件の緩和
- ・ 二次募集の実施

ウ 令和4年度の取組（予定）

- ・ リソースルーム等の施設・設備の整備（予算額 24,024千円）
- ・ 教職員配置（人件費対応）
- ・ 特別募集の志願に係る通学地域の要件撤廃

**(3) インクルーシブ教育の推進に係る理解・啓発の取組**

ア 「インクルーシブ教育推進フォーラム」の実施

本県のインクルーシブ教育の推進について、県民に理解を深めていただくため、平成26年度から継続して実施している。

(ア) 実施状況（平成26年度～令和2年度）

年度	テーマ	開催回数	参加者数	開催地
平成26年度	共生社会の実現をめざして～インクルーシブな学校づくりに向けて～	4回	690名	平塚市、藤沢市、横浜市、海老名市
平成27年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～地域で育つ子ども・地域で生きる子ども～	3回	727名	横浜市(2回)、海老名市
平成28年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～子どもを支える地域のネットワークづくり～	1回	296名	相模原市
	「みんなの教室」モデル事業及びインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）の各取組地域における開催	3回	712名	茅ヶ崎市、南足柄市、厚木市
平成29年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～みんなで描くわたしたちの学校～	4回	850名	小田原市、横須賀市、伊勢原市、大和市
平成30年度	地域と共につくるインクルーシブな学校～みんなでつくる「わたしたちの学校」～	2回	637名	海老名市、川崎市
令和元年度	みんなでつくるインクルーシブな学校～共に考えること、自分にできること～	4回	810名	南足柄市、厚木市、寒川町、相模原市
令和2年度	みんなでつくるインクルーシブな学校	3回予定	※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	

(イ) 令和3年度の取組

テーマ	開催回数	参加者数	開催地
みんなでつくるインクルーシブな学校～地域ではぐくむ子どもたちの未来～	令和3年8月 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
みんなでつくるインクルーシブな学校～共生社会の実現をめざして～	令和3年11月 1回	150名	海老名市

〈参加者アンケート結果〉

とても参考になった 43%      参考になった 51%  
あまり参考にならなかった 5%      まったく参考にならなかった 1%

イ 「インクルーシブ教育実践推進校報告会」（令和3年11月）の実施  
インクルーシブ教育実践推進校の取組について、実践推進校の教員による座談会をとおして、生徒の学校生活の様子や各校の取組状況について報告した。

テーマ	参加者数	開催地
インクルーシブ教育実践推進校の取組～生徒の姿から見えてきたこと～	122名	海老名市

〈参加者アンケート結果〉

とても参考になった	51%	参考になった	40%
あまり参考にならなかった	6%	無回答その他	3%

ウ ホームページを活用した理解・啓発の取組

令和2年度（3回）及び令和3年度（1回目）に開催を予定していた「インクルーシブ教育推進フォーラム」の代替として、フォーラムの登壇予定者へのインタビューや座談会を実施し、その内容を県教育委員会のホームページに掲載した。

エ 説明者派遣事業の実施

各学校、市町村教育委員会、PTA等の要望に応じて、インクルーシブ教育の推進に係る研修会や学習会の講師等に指導主事を50回（令和3年4月～12月）派遣した。

オ 令和4年度の取組（予定）

- ・ フォーラムの開催（県主催1回、市町村との共催1回）
- ・ 説明者派遣事業及び各種広報活動の充実

## 6 スポーツを通じた共生社会の実現について

県では、すべての人がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能、健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを「する」「観る」「支える」ことを「かながわパラスポーツ」と捉え、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、その普及に取り組んでいる。

### (1) かながわパラスポーツの普及啓発

#### ア 障がい者スポーツ協会との連携

本県の障がい者スポーツ推進の中心となる団体として令和2年3月に設立された一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会と連携し、障がい者スポーツの普及・推進を行う。

<団体概要>

目的：県内の障がい者スポーツの普及・啓発及び競技力の向上に資する事業を行い、スポーツを通じて「ともに生きる社会かながわ憲章」を実現することを目的とする。

主な事業：障がい者スポーツ教室、障がい者スポーツ指導者資質向上研修 等

#### イ パラスポーツ講師派遣

市町村・学校等が開催するパラスポーツ教室・体験会の実施を支援するため、競技団体や県内のクラブチームから講師を派遣する。

<令和3年度実績>

- ・市町村 3件
- ・学校 15件
- ・その他 1件

#### ウ かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材の改訂

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で得た様々な取組やその成果を本県の子どもたちにレガシーとして残すため、「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を改訂する。

## (2) かながわパラスポーツ推進に向けた環境整備

### ア 県立スポーツセンターの整備

誰もがスポーツに親しみ参加できるよう、県立スポーツセンターを、本県における障がい者スポーツの推進拠点として整備し、令和2年7月から供用開始した。また、令和3年度には利用者の利便性向上のためWi-Fi整備を行った。

### イ パラスポーツ用具の貸出

市町村・学校等に、県立スポーツセンターで所有するパラスポーツ用具を貸出すことにより、市町村・学校等のパラスポーツ体験会等の実施を支援する。

<令和3年度実績>

貸出用具：レクリエーションボッチャ、ゴールボール、ブラインドサッカーボール、フライングディスク 等

貸出件数：71件（令和4年3月4日時点）

### ウ 特別支援学校を活用した総合型地域スポーツクラブ等との連携によるスポーツプログラムの提供

障がい者が身近な地域でスポーツに親しむ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、県立特別支援学校を会場に、スポーツプログラムの提供等を行う事業を実施する。

<令和3年度実績>

県立あおば支援学校にて、11月から月6回程度、誰もが参加できるプログラムを実施（ウォーキングサッカー、ヨガ、太鼓など）

### (3) 障がい者スポーツを「する」「観る」「支える」

#### ア 障がい者スポーツをする機会の提供

##### (ア) 障がい者スポーツ教室の開催

本県における障がい者スポーツの拠点として整備した県立スポーツセンターの施設を活用して、障がい者が継続的にスポーツに取り組めるよう、スポーツ教室を開催する。

<令和3年度実績>

期間	教室種目
9～10月	ダンス
11～2月	水泳
11～2月	トランポリン
11～1月	ボルダリング
12～1月	ボッチャ
1～2月	卓球
1～2月	サウンドテーブルテニス
1～2月	フライングディスク

新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の種目について日程等を変更または開催中止とした。

##### (イ) 精神障がい者スポーツ体験会「ピアスポーツかながわ」の開催

日頃スポーツに触れることの少ない精神障がい者のスポーツ体験会として、「ピアスポーツかながわ」を開催する。

<令和3年度実績>

新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催中止とした。

#### イ 障がい者のスポーツ大会の開催

##### (ア) 神奈川県障害者スポーツ大会の開催

スポーツを通じて障がい者の健康の維持及び体力の増進、並びに活発な精神活動の促進を図るとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加推進に寄与するため、県障害者スポーツ大会を開催する。

<令和3年度実績>

新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催中止とした。

また、全国障害者スポーツ大会（第21回全国障害者スポーツ大会「三重とわか大会」）は開催中止となった。

(イ) 神奈川県精神障害者スポーツ大会の開催

精神障がい者のスポーツ参加機会を提供し、社会参加を推進するとともに自立を促進するため県精神障害者スポーツ大会を開催する。

<令和3年度実績>

競技会名	実施日	開催場所	参加者
バレーボール競技会	11月19日(金)	県立スポーツセンター	48人
ボウリング競技会	12月10日(金)	湘南とうきゅうボウル	57人

(ウ) 神奈川県ゆうあいピック大会への支援

県障がい者スポーツ協会が開催する知的障がい者のスポーツ大会「神奈川県ゆうあいピック大会」に対し補助を行う。

<令和3年度実績>

実施日	開催場所	実施種目	参加者
11月6日(土) 11月7日(日)	県立スポーツセンター	サッカー	209人
11月23日(火・祝)	県立スポーツセンター	バレーボール	54人
12月5日(日)	県立スポーツセンター	バスケットボール	205人



## ウ 障がい者スポーツを支える人材の育成・活用

### (ア) 神奈川県障害者スポーツサポーターの養成

障がい者のスポーツを支え、継続的な障がい者スポーツの推進を図るとともに、障がい者スポーツに対する理解を促進する人材を養成するための講習会を開催する。

<令和3年度実績>

講習会：4回 養成数：70人

受講資格：県内在住・在勤・在学、12歳以上 等

講習内容：障がい者の理解、障がい者スポーツの概要と体験 等

### (イ) 初級障がい者スポーツ指導員の養成

公益財団法人日本パラスポーツ協会が定める公認障がい者スポーツ指導者制度に基づき、障がい者の適性に応じたスポーツの指導法及び障がいについて基本的な知識を身につけるための講習会を開催する。

<令和3年度実績>

講習会：1回 養成数：42人

受講資格：県内在住・在勤・在学、18歳以上 等

講習内容：障がい者スポーツの意義と理念、指導上の留意点と工夫 等

### (ウ) ボッチャ審判員養成講習会

障がいの程度に関わらず参加できるボッチャ競技会を県内で開催する際の審判の養成講習会を開催する。

<令和3年度実績>

新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催中止とした。

### (エ) 障がい者スポーツ指導者資質向上研修

県が養成した障がい者スポーツを支える人材を対象に、より高い専門性を有し、障がい者スポーツを普及、推進する指導者として、資質の向上を図るための研修会を開催する。

<令和3年度実績>

研修会：5回 受講者数：91人

受講資格：県内在住・在勤・在学、障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツサポーターの資格のある者 等

講習内容：障がい特性に応じた指導方法、競技特性に応じた指導方法、トレーニング論 等

### (オ) 障がい者スポーツ人材マッチング

県がこれまで養成した障がい者スポーツを支える人材を有効活用するため、障がい者スポーツの競技会やイベント等で活動を希望する者と主催者のマッチング事業を行う。

#### (4) 障がい者アスリートの支援

神奈川県育ちの障がい者アスリートの継続的な競技力向上を目指し、夏季・冬季パラリンピック及び夏季・冬季デフリンピックにおいて活躍が期待される選手及びその指導者に対し、活動経費の一部を補助する。

##### ア 対象競技

夏季及び冬季のパラリンピック、デフリンピック正式競技

##### イ 補助対象者の要件

###### (ア) 選手

次の項目のいずれかに該当する夏季・冬季パラリンピック、デフリンピック正式競技の選手で、日本パラリンピック委員会加盟団体強化指定選手又は強化指定が有力、かつ、夏季・冬季パラリンピック、デフリンピックにおいて活躍が期待され、本県の障がい者スポーツの推進へ協力の意思のある者。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センターのトップアスリートに認定されている選手又は他都道府県の助成等を受けることになった選手は除く。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>神奈川県内に在住、在勤又は在学している者</li><li>神奈川県内に主な活動拠点を有する者</li><li>神奈川県内の中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者</li></ul> |
|--|

###### (イ) 指導者

補助対象者に選考された者の指導者

###### (ウ) 補助額・対象人数

###### a 選手

1人あたり年間 50 万円以内      30 人

###### b 指導者

1人あたり年間 25 万円以内      3 人

##### ウ 令和3年度の交付状況

目指す競技大会	選手	指導者
夏季パラリンピック	22 人	0 人
冬季パラリンピック	1 人	0 人
夏季デフリンピック	6 人	0 人
冬季デフリンピック	1 人	1 人

- (5) **かながわパラスポーツの推進に向けた令和4年度の主な取組（予定）**  
令和3年度を取組を継続するとともに、つぎの新たな取組を予定している。
- ・ 障がい者スポーツ教室・指導者派遣等の拡充
  - ・ 県立スポーツセンターのパラスポーツ設備の拡充
  - ・ パラスポーツを含めた競技の周知、普及のため、競技団体が大会等のネット配信を行えるよう、配信ノウハウに関する研修会を開催

## (6) 東京2020パラリンピック競技大会での共生社会の実現に向けた取組

### ア パラリンピック聖火フェスティバル

「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた県民総ぐるみの思いを込めて、全市町村で「採火式」を行い、その火を一つにして、東京へと送り出す「パラリンピック聖火フェスティバル」を開催した。

各市町村の採火式は令和3年8月12日（木）から15日（日）の間に実施された。そして、令和3年8月15日（日）に行った県の集火・出立式では、県内の全市町村で採火されランタンに納められた火を一つに集め、「ともに生きる社会かながわの火」として東京へと出立した。集火を行う際には、各市町村の採火の様子を動画で紹介するとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」を朗読した。

なお、パラリンピック聖火リレーは、競技会場が所在する静岡県・千葉県・埼玉県・東京都でのみ実施され、本県では行われなかった。



(パラリンピック聖火フェスティバルの様子)

### イ パラリンピック事前キャンプ

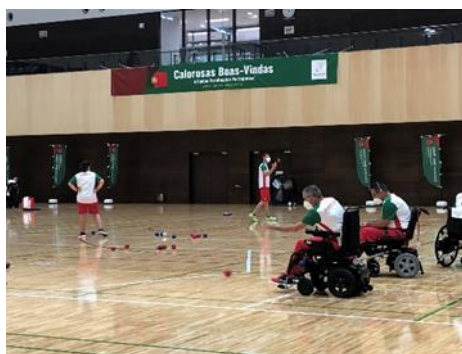
#### (ア) 事前キャンプにおける新型コロナウイルス感染症対策

本県では、4市2町2団体において、4か国・計269人のパラリンピック選手団の事前キャンプを受け入れた。

新型コロナウイルス感染症対策として、海外の選手が安心して事前キャンプを行い、地域住民も安心して選手を迎えられるように、自治体において感染防止策をまとめた「受入れマニュアル」を作成することとされた。パラリンピックに関しては、県が事前キャンプに関する協定に加わっている2か国（ブータン及びポルトガル）と事前に合意書を締結した。

事前キャンプ期間中における具体的な新型コロナウイルス感染症対策としては、受入スタッフ等による選手団の行動管理、選手団全

員に対するPCR検査等を実施した。また、選手団が滞在する宿泊施設のフロアを貸し切るために要する経費等に充てるため、国のホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用し、県内市町に対し支援を行うなど、万全な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、事前キャンプ期間を通して、県内で事前キャンプを行った各国選手団の中から、新型コロナウイルス感染症の陽性者は発生しなかった。



(ポルトガル (パラ) の事前キャンプの様子)

(イ) 交流・おもてなし

新型コロナウイルス感染症対策に十分留意した上で、練習見学や子どもたちとの交流会を実施し、さらに折り鶴等の手作り作品をプレゼントするなど、各国選手団と交流を深めた。

<県内のパラリンピック事前キャンプ実施状況一覧(網掛けが中止となった事前キャンプ)>

	決定年月	団体名	相手国	受入期間	人数
1	平成29年4月	県、小田原市、箱根町、大磯町、星槎グループ	ブータン	8/10～8/20	5人
2	平成30年5月	横浜市、川崎市、慶應義塾大学	英国	8/4～9/3※	188人
3	平成30年5月	県、平塚市	リトアニア		
4	令和元年9月	県、藤沢市	ポルトガル	8/10～8/24※	69人
5	令和元年10月	厚木市	ニュージーランド (車いすラグビー)		
6	令和3年8月	横浜市	ボツワナ	8/13～8/22	7人
計		県及び4市2町2団体	4か国		269人

(注1) 「※」はスタッフの事前準備・撤収等含む日程

(注2) このほか日本体育大学がスポーツ庁からの委託を受けて9か国24人のパラリンピックの事前キャンプを受け入れた

## (7) 第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会の開催

令和4年11月、本県で初の開催となる高齢者を中心としたスポーツと文化の祭典「第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会」（愛称：ねんりんピックかながわ2022）を開催する。

開催に当たっては、「誰もがともに生きる社会の実現に向けた大会」とすることも目標としている。

### ア 「ねんりんピックかながわ2022」の概要

主 催	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、厚生労働省、 （一財）長寿社会開発センター
共 催	スポーツ庁
会 期	令和4年11月12日（土）～11月15日（火）
交流大会開催種目	32種目・26市町
総合開会式	令和4年11月12日（土）横浜アリーナ
総合閉会式	令和4年11月15日（火）横須賀芸術劇場
参加予定人員	延べ約60万人（観客を含む）
大会目標	1 未病改善で笑顔あふれる人生100歳時代を目指す大会 2 誰もがともに生きる社会の実現に向けた大会 3 ラグビーワールドカップ2019™、東京オリンピック・ パラリンピック競技大会のレガシーを引き継ぐ大会 4 多彩な魅力に富む「かながわ」を実感できる大会

### イ とともに生きる社会の実現に向けた取組

総合開会式では、全国から来県される選手に本県が目指す「ともに生きる社会」の実現に向けた取組を紹介するとともに、シニアダンサーや車いすのダンサーの方々による演出を行う。

また、イベント会場では、障がい者福祉施設で製作した菓子などの販売や、かながわパラスポーツの体験イベントを実施することで、大会目標として掲げた「ともに生きる社会」を実感できる大会とする。